

令和5年1月6日

「安城市議会の個人情報の保護に関する条例」(案)の概要について

安城市議会事務局

1 条例制定に当たっての基本的な考え方

令和5年4月1日施行の個人情報保護法の改正により、これまでの安城市個人情報保護条例(以下「現行条例」とします。)が廃止されるのを受け、市長等の執行機関と議会とが、それぞれ改めて条例を制定します。

議会側は、執行機関側と異なり、個人情報保護法の規定が基本的に適用されません。よって、安城市議会として独自の条例を自律的に制定します。そこで、地方議会である特性を踏まえてその責務が明確になるような規定を心掛けています。

ただし、市長等の執行機関側と議会側とで全く別内容の条例を定めると、市民の方にとって分かりづらくなるため、議会側の条例の各規定の内容は、基本的には、執行機関側に適用される個人情報保護法の規定との調整を取っています。

さらに、これまでの個人情報保護への取組が後退することができる限りないように、現行条例との整合性にも配慮しています。

2 「個人情報」及び「保有個人情報」の定義(第1章 総則)

個人情報保護法の改正により公民で統一された「個人情報」の定義を採用して、執行機関側との整合性を取っています。一方、「保有個人情報」については、定義を従来よりも明確化するため、議会事務局の職員が作成し、又は取得した個人情報が、議会としての「保有個人情報」とであると定義しています。

4 議会と議長の責務(第2章 個人情報等の取扱い・第4章 開示、訂正及び利用停止)

個人情報の保有制限等(第4条)、利用目的の明示(第5条)、不適正な利用の禁止(第6条)、適正な取得(第7条)及び正確性の確保(第8条)といった、個人情報の取扱いに係る基本原則を、執行機関側と同様に、議会の活動における議会の責務として定めています。

また、議会が組織的に管理する保有個人情報について、安全管理措置の構築(第9条)、漏えい等の通知(第11条)、利用及び提供の制限(第12条)及び開示・訂正・利用停止等の請求への対応(第4章)については、議会の代表者である議長の責務としています。

さらに、従事者の義務（第10条）という個人の責務規定もあり、現行条例と同様に、事務局職員や委託事業者だけでなく、議員も負うこととしています。

5 個人情報ファイル簿の作成（第3章 個人情報ファイル）

執行機関に比べ、議会が保有する個人情報の種類・量は限られていますが、1,000件以上の個人情報を台帳又はデータベースとして保有する場合には、執行機関と同様に、個人情報ファイル簿を作成し公表することとしています。

6 開示請求等の手数料と期間（第4章 開示、訂正及び利用停止）

開示請求等の手数料や期間は、行政サービスが低下することがないように、現行条例による運用をできる限り維持しています。

開示請求自体は無料とし、開示決定文書の写しを求める場合のみ、そのコピー代金に相当する手数料を徴収するものとしています。

また、開示請求等があった日から開示決定等を行うまでの期間については、現行条例に期間の定めがあるものについては、その期間のままとし、期間の定めのないものについては、執行機関側が個人情報保護法の定める期間に合わせているため、議会側においても同様としています。

7 諮問する審査会（第4章第4節 審査請求）

議長が行った開示決定等に対する審査請求があった場合には、執行機関側と同様に、安城市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとしています。

8 条例の実施状況の公表（第51条）

現行条例と同様に、議会側の条例における開示請求の件数等の条例の実施状況を、毎年公表するものとしています。

9 罰則（第6章 罰則）

議会側の条例においては、執行機関側に適用される個人情報保護法の罰則規定により規制される行為を同様に規制することとしています。

罰則規定の適用対象者は、現行条例と同様に、議会事務局の職員だけでなく、議員についても適用するものとしています。